



栃木県公報

令和7(2025)年
3月14日(金)
号外
第7号

目次

規則

- 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定…………… 1
- 栃木県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定…………… 1
- 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定…………… 1
- 宅地造成及び特定盛土等規制法第32条の規定に基づく特定盛土等又は土石の堆積の規模を定める条例の施行期日を定める規則の制定…………… 2
- 栃木県環境影響評価条例施行規則の一部改正…………… 2
- 都市計画法施行細則の一部改正…………… 3

規則

栃木県規則第12号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和7年3月14日

栃木県知事 福田 富一

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和6年栃木県条例第43号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行期日は、令和7年4月1日とする。

（行政改革ICT推進課）

栃木県規則第13号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和7年3月14日

栃木県知事 福田 富一

栃木県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

栃木県手数料条例の一部を改正する条例（令和6年栃木県条例第44号）附則第1項第4号に掲げる規定の施行期日は、令和7年4月1日とする。

（文書学事課）

栃木県規則第14号

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和7年3月14日

栃木県知事 福田 富一

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例（令和6年栃木県条例第46号）の施行期日は、令和7年4月1日とする。

（資源循環推進課）

	項の規定による許可の申請 又は <u>盛土規制法第15条第1項</u> 若しくは <u>第34条第1項</u> の 規定による協議		__の規定による許可の申請 又は <u>同法第11条</u> _____ の規定による協議
12 別表第1の 12の項に該当 する対象事業	(1)～(4) 略 (5) <u>盛土規制法第12条第1項</u> 、 <u>第16条第1項</u> 、 <u>第30条第1項</u> 若しくは <u>第35条第1項</u> の規定による許可の申請 又は <u>盛土規制法第15条第1項</u> 若しくは <u>第34条第1項</u> の 規定による協議	12 別表第1の 12の項に該当 する対象事業	(1)～(4) 略 (5) <u>旧宅地造成等規制法第8条第1項</u> 若しくは <u>第12条第1項</u> _____ の規定による許可の申請 又は <u>同法第11条</u> _____ の規定による協議
13 別表第1の 13の項に該当 する対象事業	(1)～(6) 略 (7) <u>盛土規制法第12条第1項</u> 、 <u>第16条第1項</u> 、 <u>第30条第1項</u> 若しくは <u>第35条第1項</u> の規定による許可の申請 又は <u>盛土規制法第15条第1項</u> 若しくは <u>第34条第1項</u> の 規定による協議 (8) 略	13 別表第1の 13の項に該当 する対象事業	(1)～(6) 略 (7) <u>旧宅地造成等規制法第8条第1項</u> 若しくは <u>第12条第1項</u> _____ の規定による許可の申請 又は <u>同法第11条</u> _____ の規定による協議 (8) 略
14～16 略		14～16 略	
17 別表第1の 17の項に該当 する対象事業	(1)～(8) 略 (9) <u>盛土規制法第12条第1項</u> 、 <u>第16条第1項</u> 、 <u>第30条第1項</u> 若しくは <u>第35条第1項</u> の規定による許可の申請 又は <u>盛土規制法第15条第1項</u> 若しくは <u>第34条第1項</u> の 規定による協議 (10) 略	17 別表第1の 17の項に該当 する対象事業	(1)～(8) 略 (9) <u>旧宅地造成等規制法第8条第1項</u> 若しくは <u>第12条第1項</u> _____ の規定による許可の申請 又は <u>同法第11条</u> _____ の規定による協議 (10) 略
18 別表第1の 18の項に該当 する対象事業	(1)～(4) 略 (5) <u>盛土規制法第12条第1項</u> 、 <u>第16条第1項</u> 、 <u>第30条第1項</u> 若しくは <u>第35条第1項</u> の規定による許可の申請 又は <u>盛土規制法第15条第1項</u> 若しくは <u>第34条第1項</u> の 規定による協議	18 別表第1の 18の項に該当 する対象事業	(1)～(4) 略 (5) <u>旧宅地造成等規制法第8条第1項</u> 若しくは <u>第12条第1項</u> _____ の規定による許可の申請 又は <u>同法第11条</u> _____ の規定による協議
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(環境森林政策課)

栃木県規則第17号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月14日

栃木県知事 福田 富一

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則（昭和45年栃木県規則第62号）の一部を次のように改正する。

別記様式第10号注2を次のように改める。

2 添付書類

- (1) 法人税又は所得税の納税証明書
- (2) 法人の登記事項証明書（個人の場合は履歴書）
- (3) 財務諸表等（直前事業年度のもの）
- (4) 暴力団員等に該当しない旨の誓約書

別記様式第11号中「主任技術者」を「主任技術者等」に改める。

別記様式第14号の2中備考4を備考6とし、備考3を備考5とし、備考2を備考4とし、備考1を備考3とし、同様式に備考1及び備考2として次のように加える。

- 1 宅地造成及び特定盛土等規制法第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第16条第1項の変更の許可を受けたものとみなされます。
- 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第35条第1項の変更の許可を受けたものとみなされます。

別記様式第14号の3に備考として次のように加える。

- 備考 1 宅地造成及び特定盛土等規制法第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、この届出をすることにより、同法第16条第2項の届出をしたものとみなされます。
- 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事は、この届出をすることにより、同法第35条第2項の届出をしたものとみなされます。

別記様式第15号中 「主任技術者」 を 「主任技術者等」 に改める。

別記様式第16号中 「25cm」 を 「25cm以上」 に、「35cm」を「35cm以上」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(都市政策課)